

(保 205)
令和元年 1 2 月 9 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公 印 省 略)

令和元年台風第 1 9 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて
(令和元年 1 1 月診療分)

令和元年台風第 1 9 号による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いにつきまして、添付資料のとおり厚生労働省保険局医療課より通知されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

令和元年 1 1 月診療分に係る診療報酬等の請求につきましては、令和元年 1 1 月 7 日付 (保 170) F「令和元年台風第 1 9 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて (令和元年 1 0 月診療分)」でのご案内により、1 0 月診療分について、1 0 月一ヶ月分を通して概算による請求を行った医科に係る保険医療機関に限り、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、1 1 月診療分についても一ヶ月分を通して概算による請求を行うことができますものとされております。これ以外の場合につきましては、通常の方法により診療報酬等の請求を行うものとなります。

概算による請求を選択する保険医療機関等につきましては、やむを得ない事情がある場合を除き、令和元年 1 2 月 1 2 日までに概算による請求を選択する旨、各審査支払機関 (国保連及び支払基金) に届け出ていただきますようお願いいたします。

通常の方法による請求を行う場合につきましては、令和元年 1 1 月診療分 (1 2 月提出分) に係る診療報酬請求書等の提出期限は、通常どおり令和元年 1 2 月 1 0 日となります。

その他詳細につきましては添付資料をご参照ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・令和元年台風第 19 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて (11 月診療分)
(令元. 12.9 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和元年 12 月 9 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第 19 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(11 月診療分)

令和元年台風第 19 号による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体へ周知徹底を図るようよろしくお願ひします。

記

1 令和元年 11 月診療分に係る診療報酬等の請求について

令和元年 11 月診療分に係る診療報酬等の請求については、令和元年 11 月 6 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「令和元年台風第 19 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」(以下「医療課事務連絡」という。)により、10 月診療分について、10 月一ヶ月分を通して概算による請求を行った医科に係る保険医療機関に限り、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、11 月診療分についても一ヶ月分を通して概算による請求を行うことができるものであること。

これ以外の場合については、下記 3 により、通常の方法により診療報酬等の請求を行うものとする。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する保険医療機関については、やむを得ない事情がある場合を除き、令和元年 12 月 12 日までに概算による請求を選択する旨、各審査支払機関(国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金)に届け出ること。

(2) 診療報酬等の算出方法

原則として令和元年 6 月診療分から令和元年 8 月診療分までの診療報酬等支払実績及び令和元年度診療報酬改定(薬価の実勢値改定等を含む。)による影響を踏まえ(当該保険医療機関について特別な事情がある場合には、別途保険医療機関と調整をする。)、下記①から③により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各保険医療機関においては、別紙の様式により、当該保険医療機関の令和元年 11 月の入院、外来別の診療実日数を合わせて届け出るものとする。

① 入院分

$$\frac{\text{令和元年6月～令和元年8月
入院分診療報酬等支払額}}{92 \text{ 日}} \times 0.9993 \times \text{令和元年11月の入院診療
実日数}$$

② 外来分

$$\frac{\text{令和元年6月～令和元年8月
外来分診療報酬等支払額}}{77 \text{ 日}} \times 0.9993 \times \text{令和元年11月の外来診療
実日数}$$

③ 災害救助法適用日翌日以降の一部負担金等の猶予分

$$\frac{\text{令和元年6月～令和元年8月
入院分診療報酬等支払額}}{92 \text{ 日}} \times 0.9993 \times \text{令和元年11月の入院診療
実日数}$$

×0.001

$$+ \frac{\text{令和元年6月～令和元年8月
外来分診療報酬等支払額}}{77 \text{ 日}} \times 0.9993 \times \text{令和元年11月の外来診療
実日数}$$

×0.001

(3) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。

(4) この方法による請求を選択した保険医療機関については、この方法による概算額をもって令和元年11月診療分の診療報酬等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて、令和元年11月診療分(12月提出分)に係る診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり令和元年12月10日とすること。

4 必要に応じ、医療課事務連絡を参照すること。

(別紙)

令和元年台風第 19 号による被災に関する概算による診療報酬請求に関する届出書
(令和元年 11 月診療分)

保険医療機関コード	
下記のア及びイに該当するため、11 月診療分について令和元年台風第 19 号による被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいため、次のように届け出ます。	
令和 年 月 日	
保険医療機関の 所在地 及び 名称 :	
開設者名・事業者氏名 :	印
審査支払機関 殿	
ア 災害救助法適用地域に所在する保険医療機関(医科)であって、災害救助法適用日の翌日以降に診療を行い、令和元年 10 月の一ヶ月分を通して概算による請求を行った医療機関であること	
イ 保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難であること	
令和元年 11 月の診療実日数を記入すること。	
[入院・外来別診療実日数] (外来診療実日数) _____ 日間	(入院診療実日数) _____ 日間